

2月・3月出張あそびの広場はぐ・子育てサポーターの日

Table with columns: 会場, 出張あそびの広場はぐ (期日, 時間), 子育てサポーターの日 (期日, 時間). Rows include 本郷児童館, 第四文化センター児童館, 城山文化センター児童館, iプラザ, 地域振興プラザ, 第二文化センター児童館, 第三文化センター児童館, 大丸地区会館.

※表内下線はベビー&マタニティの日(0歳のお子さんと保護者及び妊婦の方が対象)



遊びに来ませんか 親子の交流の場 出張あそびの広場はぐは、保護者同士の交流、保育士による子育て情報の提供や子育て相談ができます。 子育てサポーターの日 子育てサポーターと折り紙

や手遊びを楽しみましょう。 ◆共通事項 0歳〜未就学のお子さんと保護者、妊婦の方 日時 会場 左表参照 出張あそびの広場向陽台 ☎370・0106 令和6年度教育委員会 施策の点検・評価 令和5年度に実施した教育委員会の担当事務の中から各課1事業を対象に点検・評価を実施しました。 事業概要・評価等詳細は、

市、市役所1階行政情報コーナー、各図書館でご覧いただけます。 教育総務課教育総務係 利用登録受け付け中 令和7年度病児・病後児保育 病後児保育室 コロボックル ☎370・8731、病児利用登録受け付け中 令和7年度休日保育 園係、病後児保育室 コロボックル ☎370・8731、病児利用登録受け付け中 令和7年度休日保育 5927

2月26日(水)開会 令和7年 第1回定例会 議会の傍聴を希望する方は、当日、議会事務局で手続きをしてください。 本会議と会期中の委員会をインターネットで中継 市「稲城市議会」から生中継及び録画でご覧いただけます。 議会事務局議事係

利用登録受け付け中 令和7年度休日保育 園係、病後児保育室 コロボックル ☎370・8731、病児利用登録受け付け中 令和7年度休日保育 5927 日曜日や祝日に保護者の仕事がある時に、お子さんをお預かりします。 市内在住の令和6年4月1日以前生まれで就学前のお子さん 午前7時〜午後6時 場本郷ゆうし保育園(東長沼2115の2) 費3500円(1人1日) ※昼食の提供は無し 申限先利用日の1カ月前、14日 前までに、申込書と必要書類を本郷ゆうし保育園へ持参 ※年度ごとに利用登録が必要 (初回利用希望日の21日前まで) ※申込書等は、子育て支援課、市、本郷ゆうし保育園で入手可 本郷ゆうし保育園 ☎401・6951、子育て支援課保育・幼稚園係 意見を募集します 第四次稲城市子ども読書活動推進計画(案) 本計画を策定するにあたり、意見を募集します。詳細は市



国民年金 保険料の前納で割引 前納は、国民年金保険料の前払いにより割引を受けられる制度です。口座振替・現金納付・クレジットカード納付

確定申告 税の申告で控除が受けられます 高齢者の障害者・特別障害者控除(障害者控除) 身体障害者手帳等が無くても控除が受けられます。 高年齢者等の特別障害者控除(特別障害者控除) 身体障害者手帳等が無くても控除が受けられます。 高年齢福祉課が交付する障害者控除認定書が必要で、発行まで2週間程度かかります。 詳細はお問い合わせください。 次への全てに該当する方 要介護認定を受けた65歳以上 認知症や6カ月以上寝たきり等により、日常生活に支障があると要介護認定資料で確認できる 高年齢福祉課介護認定係 介護保険サービスの利用料(1〜3割の自己負担額・医療費控除) 対象のサービス 施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院)、居宅サービス(居宅サービス計画に位置づけられ、医療系サービスと一緒に利用していることが前提) ※領収書が必要です。利用しているサービスによって控除の対象金額が異なります。 高年齢福祉課介護認定係 おむつに係る費用(医療費控除) 医師が発行した「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書が必要です。 ※医師が発行した「おむつ使用証明書」の代わりとなる確認書を高年齢福祉課で交付できる場合があります。 高年齢福祉課介護認定係 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料(社会保険料控除) 令和6年中に納めた保険税(料)の全額は次の方法で確認できます。 ○年金から天引きの方=毎年1月ごろに年金支払者から送られてくる「公的年金の源泉徴収票」 ○口座振替の方=引落口座の通帳への記帳 ○納付書で納めた方=納めた際の領収書 ※納付額が不明な方は、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)を持参し、窓口でご確認ください。 国民健康保険税=収納課、後期高齢者医療保険料=保険年金課後期高齢者医療係、介護保険料=高年齢福祉課介護認定係

税金 市民税・都民税の申告 2月3日(月)〜3月17日(月) 2月3日(月)〜3月17日(月) ※休日開庁日を除く平日のみ ※午前9時〜11時30分、午後1時〜4時 ※最終日は午後3時30分まで ※休日開庁日を除く平日のみ ※投函された確定申告書等は返却できません。 ※確定申告に関する相談・内容審査は市役所ではできません。 ◆共通事項 場課税課市民税係